森林環境税(仮称)の早期創設を求める意見書

我が国の森林は国土の7割を占め、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等多面的な機能を有しており、国民全体にさまざまな恩恵をもたらしている。これらの機能を十全に果たすためには、間伐などの森林整備を着実に実施する必要がある。

森林整備のための財源については、現在、政府において、市町村が主体となって森林整備等を 進めるための新たな財源として「森林環境税(仮称)」の創設に向けて検討が進められているとこ ろであるが、森林整備を進めていくことは、国土保全などの森林の公益的機能の発揮のみならず、 山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

よって、国におかれては、下記の事項について実施されるよう強く要請する。

記

- 1 森林の持つ多面的機能の恩恵を広く国民全体が享受していることに鑑み、市町村が継続的に 森林の整備・保全に取り組めるよう、安定財源の確保に向けて森林環境税(仮称)を早期に創 設すること。
- 2 その際、この新たな税を活用した森林整備等が円滑に進められるよう、市町村の体制整備を 支援するとともに、都道府県の役割や県の独自課税との関係を明確化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月29日

熊本県議会議長 岩下栄一

衆議院議長 大島理森様様 を議長 伊達 田 三 様 内閣総理大臣 安 高 市 早 苗 様 総 務 大 臣 麻 生 太 ま 農林水産大臣 山 本 有 二 様